

# 赤ちゃんが生まれたら

主な手続き

出生届

こども医療費助成の申請

出産祝金の申請

児童手当の申請

## 出生届

【届出期間】	生まれてから14日以内
【届出人】	父または母
【届出に必要なもの】	①出生証明書（出産した医療機関から受け取ってください） ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑
【届出地】	住所地・本籍地・出生地が主な届出地となります。
【その他】	名前に使える文字には、一定の制限があります。詳しくはお尋ねください。



問い合わせ先 市民環境課戸籍住民担当（窓口1番）☎0153-23-6111（内線2122）

## 出産祝金の支給

出生後初めて根室市の住民基本台帳に記録された乳児に出産祝金を支給します。

【対象児童】 令和3年4月1日以後に出生し、出生後根室市の住民になった乳児

【支給対象者】 以下のいずれにも該当する方

- ①対象児童を出産した者またはその配偶者
- ②対象児童の出生した日において、根室市の住民基本台帳に記録されている者

【支給額】 対象児童1人につき10万円（1回限り）

問い合わせ先 こども子育て課こども子育て担当（窓口18番）☎0153-23-6111（内線2179）

## こども医療費助成

医療費の保険診療に係る自己負担額の一部を助成します。（所得制限あり）



【対象者】 高校卒業までの子ども

【申請に必要なもの】 ①印鑑

- ②お子さんの健康保険証  
※転入された方は、マイナンバーが確認できる書類または前年・前々年の所得がわかるもの（源泉徴収票、所得課税証明書など）  
※上記以外の書類が必要となる場合があります。

【自己負担】 [0歳～3歳未満]・初診時一部負担金 [3歳～高校生]・医療費の1割

【その他】

市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の場合は、3歳以上のお子さんでも初診時の一部負担金のみが自己負担となります。なお、食事療養標準負担金や健診・予防接種・オムツ・容器代金などの保険適用外医療費は、助成の対象となりません。

問い合わせ先 保健課健康推進担当（窓口8番）☎0153-23-6111（内線2117）

## 児童手当

【対象者】 中学校修了までのお子さんを養育している方（養育者）

【申請に必要なもの】 ①印鑑及び申請者の金融機関口座番号が確認できるもの

- ②申請者及び配偶者のマイナンバーが確認できる書類

※申請手続きは、出生・転入してから15日以内に行う必要があります。  
申請が遅れると、支給額が減額となる場合があります。

【支給額】 [所得制限未満である方]

- 0～3歳未満・・・・・・・・・・・・ 15,000円
- 3歳～小学校修了前（第1・2子）・・・ 10,000円
- 3歳～小学校修了前（第3子以降）・・・ 15,000円
- 中学生・・・・・・・・・・・・ 10,000円

[所得制限超過となる方]・・・・・・・・ 5,000円



※令和4年6月から児童手当が改正され、一部の高所得世帯への支給が廃止されます。

問い合わせ先 こども子育て課こども子育て担当（窓口18番）☎0153-23-6111（内線2179）

## 新生児聴覚検査費助成

新生児聴覚検査に要する費用の一部または全額を助成します。

北海道内の医療機関で検査を行った際は『新生児聴覚検査受診票』を医療機関へ提出してください。

※北海道以外で検査を行った場合は『新生児聴覚検査受診票』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払い戻し）の申請をしてください。

また、市立根室病院で実費により検査を行った場合も償還払い（払い戻し）できます。

【対象者】 根室市内に住所を有する新生児の保護者で聴覚検査を希望する方。

【対象となる検査】 初回検査及び初回検査において要再検と判断された場合に行う確認検査1回の計2回まで。

【助成額】 医療機関で実施する新生児聴覚検査料金の一部または全額。

【申請に必要なもの】 ①医療機関発行の領収書または出産育児一時金の内訳明細書  
(検査費用がわかるよう医療機関に依頼してください。)  
②母子健康手帳 ③印鑑及び金融機関口座がわかるもの

問い合わせ先 保健課健康推進担当（窓口8番）☎0153-23-6111（内線2117）

## 産後ケア事業 乳房ケア費用助成

医療機関または助産院等で受けた乳房ケア（乳房マッサージ及び授乳相談）に対し、3回まで費用の一部を助成します。

※市立根室病院以外で実施した場合は『根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払い戻し）の申請をしてください。

また、市立根室病院で実費により実施した場合も償還払い（払い戻し）できます。

【対象者】 出産から6か月未満の産婦（根室市民）

【申請に必要なもの】 ①母子健康手帳、②根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）  
③医療機関又は助産院等が発行した領収書等  
④印鑑及び金融機関口座がわかるもの

※入院中の利用や医療保険診療対象となる場合は除く。詳細はお問合せください。

問い合わせ先 保健課健康推進担当（窓口8番）☎0153-23-6111（内線2118）

## 医療費の公費負担制度

### 産科医療補償制度

産科医療補償制度は、出産をしたときに何らかの理由で重度脳性麻痺となった赤ちゃんとその家族のため、看護や介護に係る経済的負担を軽減するための制度です。

【申請先】 出産した病院など(分娩を取り扱う病院などがこの制度に加入しています。)

【その他】 補償対象の範囲は、お子さんの誕生日によって異なりますので、詳しくは、病院のケースワーカーなどにお尋ねください。

## 未熟児養育医療

身体の発育が未熟のまま生まれてきた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合、公費で医療費を助成する制度です。（所得制限あり）

給付をうけることができるるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の所得等に応じて自己負担が生じる場合があります。

問い合わせ先 保健課健康推進担当（窓口8番）☎0153-23-6111（内線2117）

## その他の手続き

### 健康保険への加入

[国民健康保険の方]

【申請先】

市役所保健課国保・年金担当（窓口10番）

【申請に必要なもの】

①印鑑

②国民健康保険証（親）

[社会保険などの方]

【申請先】

勤務先、または各健康保険での手続きとなります。

問い合わせ先

保健課国保・年金担当（窓口10番）☎0153-23-6111（内線2112）



### 出産育児一時金

加入している健康保険（社会保険、共済保険、国民健康保険など）から出産育児一時金が支給されます。なお、医療機関などが支給申請及び受け取りを行う直接支払制度があります。

[国民健康保険の方]

【申請先】

市役所保健課国保・年金担当（窓口10番）

【申請に必要なもの】

①印鑑

（代理人が受領する場合は、世帯主と代理人の2種類）

②世帯主名義の通帳

（代理人が受領する場合は、代理人名義のもの）

③国民健康保険証（母親）

④出産費用明細書または領収書

⑤直接支払制度利用の文書

[社会保険などの方]

【申請先】

勤務先、または各健康保険での手続きとなります。

問い合わせ先

保健課国保・年金担当（窓口10番）☎0153-23-6111（内線2112）

### チャイルドシート購入助成

チャイルドシート（ベビーシート、ジュニアシートを含む）の着用を促進し、大切な子どもを交通事故の被害から守るため、チャイルドシートの購入費の一部を助成します。

【対象者】（乳幼児1人につき1回の助成です。）

- ①市内に住所を有し、自らチャイルドシートを購入した方
- ②対象の乳幼児の属する世帯全員が市民交通共済に加入している方
- ③チャイルドシートの購入から6ヶ月以内である方

【申請に必要なもの】

- ①チャイルドシート購入助成金交付申請書
- ②チャイルドシート購入に係る領収書（レシート不可）  
（購入金額、購入者、購入先、購入年月日などが確認できるもの）
- ③チャイルドシートの品質保証書の写し
- ④根室市市民交通傷害共済会員証の写し
- ⑤印鑑及び申請者の振込口座のわかるもの

※助成金の申請者と振込口座名義人は、領収書の名義人と同一になります。



問い合わせ先

市民環境課交通市民生活担当（窓口3番）☎0153-23-6111（内線2123）